

市民税・都民税 申告は市役所へ

申告書発送は2月9日(月)



平成16年度の市民税・都民税の申告期間は、2月16日(月)から3月15日(月)までです。3月に入ると受

付会場が込み合いますので、早めに申告してください。とき 月曜～金曜日 午前8時30分～11時30分、午後4時～9時52分

公的個人認証サービスが開始

市報1月20日号でお知らせしたICカード(住民基本台帳カード)を利用した公的個人認証サービスが始まりました。現在、国や全国の地方公共団体は、公的個人認証サービスを利用した電子申請の準備を進めています。電子申請するためには電子

証明書が必要になります。今後、このサービスを利用すると、パスポートの申請や所得税の申告などが、いつでも自宅のパソコンからインターネットで可能になります。

申請する方	即日発行	申請時に必要なもの(1回回来庁時)	受け取る方	電子証明書の発行時に必要なもの(2回回来庁時)
本人	可	①運転免許証、パスポートなど官公署が発行した顔写真入りの証明書 ②ICカード(住基カード) ※住基カードも同時申請する場合は、欄外参照。	本人	(1回回来庁時に発行)
	不可	写真なしの住基カードをお持ちの方で上記①の証明書を持参できない場合	本人	①本人あてに送付された照会書の回答書 ②申請者本人のICカード(住基カード) ③申請者本人の署名および押印がある委任状 ④委任状に押印した申請者本人の印鑑に係る印鑑登録証明書(3か月以内)に取得したもの ⑤代理人の運転免許証、パスポート、写真付き住基カードが発行された顔写真入りの証明書
代理人	不可	①代理人の運転免許証、パスポートなど官公署が発行した顔写真入りの証明書 ※代理人の方が、住基カードも同時申請する場合は、欄外参照。	代理人	①本人あてに送付された照会書の回答書 ②申請者本人のICカード(住基カード) ③申請者本人の署名および押印がある委任状 ④委任状に押印した申請者本人の印鑑に係る印鑑登録証明書(3か月以内)に取得したもの ⑤代理人の運転免許証、パスポート、写真付き住基カードが発行された顔写真入りの証明書

住基カードを同時申請する場合

- 印鑑を持参してください(代理人の方も必要です)。
- 写真付きカードを希望する場合は、6か月以内に撮影した顔写真(縦4.5cm×横3.5cm)が必要です。
- 住基カードの交付手数料として、500円がかかります。(代理人申請)
- 住基カードの申請時には、申請者本人の委任状が必要です。
- 住基カードの交付時には、暗証番号の入力があるため、申請者本人以外の方には交付できません。

手数料 500円(平成16年3月までは無料) ※今後、電子申請するためには、専用ソフトと電子証明書読み取り用ICカードが必要となります。問合せ 市民課 042(346)9520

ちょっと教えて

市民税・都民税

Q 平成15年12月10日に小平市へ転入しました。平成16年度の市民税・都民税はどこへ申告すればよいのでしょうか。

A 平成16年度の市民税・都民税は、今年1月1日に住んでいた市区町村が課税することになっていますので、小平市へ申告してください。なお、今年1月2日以降に転入した方は、前住所地に申告することになります。

Q 昨年中は収入がありません。申告の必要はありませんか。

A 申告をしないと、国民健康保険税の軽減措置の判定や都営住宅の収入報告に添付する非課税証明書の発行などができませんので、申告をお願いします。

Q 申告書の届いた方が健康保険税の軽減措置の判定や都営住宅の収入報告に添付する非課税証明書の発行などができませんので、申告をお願いします。

Q アルバイトをしていますが、税のうえで、どの程度の収入までなら扶養に入れるのでしょうか。

A 平成15年中の給与収入が3万円(給与所得に換算すると38万円)までならば扶養に入ることができます。その場合は、所得税はかかりません。ただし、市民税・都民税は給与収入が百万円を超えるとかかる場合があります。給与以外の所得がある方は、合計所得金額が38万円以下であれば、扶養に入ることができます。

Q 単身赴任の夫の扶養親族となっていますが、市民税・都民税の申告は必要ですか。

A 単身赴任している夫の給与支払報告書などの給与支払報告書などが必要ですが、市民税・都民税の申告は必要です。

Q 親族となつていますが、市民税・都民税の申告は必要ですか。

Q 単身赴任している夫の扶養親族となつていますが、市民税・都民税の申告は必要ですか。

Q 親族となつていますが、市民税・都民税の申告は必要ですか。

Q 親族となつていますが、市民税・都民税の申告は必要ですか。

Q 親族となつていますが、市民税・都民税の申告は必要ですか。

Q 親族となつていますが、市民税・都民税の申告は必要ですか。

市民環境配慮指針 中間のまとめ

市民環境配慮指針づくりは、市民や事業者が自ら環境配慮指針を作る目的で、一昨年8月、市の呼びかけで始まりました。指針を作るエコダイナミックワークスは、昨年9月の「ごみ、水・緑」の中間報告に続いて、このたび「エネルギー、まちづくり」についての中間報告をまとめました。

小平元気村 移転

小平元気村 移転

小平元気村 移転

小平元気村 移転

小平元気村 移転

小平元気村 移転

小平元気村 移転

小平元気村 移転

小平元気村 移転

小平元気村 移転

小平元気村 移転

小平元気村 移転

地震に備えて

ガス栓や電気ブレーカーの場所は確認していますか

問合せ 児童課 042(346)9543